



kaminorippo.org

付録8e: 十分の一と初物 — なぜ今日それらを守ることができないのか

このページは、エルサレムに神殿が存在していた時にのみ守ることが可能であった神の律法を探究するシリーズの一部です。

- [付録8a: 神殿を必要とする神の律法](#)
- [付録8b: いけにえ — なぜ今日それを守ることができないのか](#)
- [付録8c: 聖書の祭り — なぜ今日そのいずれも守ることができないのか](#)
- [付録8d: 清めの律法 — なぜ神殿なしでは守ることができないのか](#)
- [付録8e: 十分の一と初物 — なぜ今日それらを守ることができないのか](#) (現在のページ)。
- [付録8f: 聖餐 — イエスの最後の晚餐は過越であった](#)
- [付録8g: ナジル人と誓願の律法 — なぜ今日それらを守ることができないのか](#)
- [付録8h: 神殿に関わる部分的・象徴的な服従](#)
- [付録8i: 十字架と神殿](#)

十分の一と初物は、イスラエルの増加分の中の聖なる取り分でした——土地の産物から(申命記 14:22)、また家畜から(レビ記 27:32)。それは、神がご自身の聖所において、祭壇の前で、レビ系の祭司たちの手に渡されるように命じられたものです。これらの戒めが廃止されたことは一度もありません。イエスもそれらを取り消されませんでした。しかし神は、神殿、祭壇、祭司職を取り除かれ、今日、服従は不可能となりました。神殿に依存するすべての律法と同様、象徴的な置き換えは服従ではなく、人間の発明にすぎません。

律法が命じていたこと

律法は、十分の一を絶対的な正確さで定義しました。イスラエルは、穀物、ぶどう酒、油、家畜など、すべての増加分の十分の一を取り分け、神が選ばれた場所へ携えて行くことが求められました(申命記 14:22-23)。十分の一は、地域ごとに分配されるものではありませんでした。自分の選ぶ教師に与えるものでもあります。

せんでした。距離が長くて運べない場合に限り、一時的に金銭へ換えることが認められましたが、それでも、その金は神の前、聖所の内で用いられなければなりませんでした(申命記 14:24-26)。

十分の一は、土地の相続を持たないレビ人に属していました(民数記 18:21)。しかしレビ人でさえ、受け取った十分の一の中から「十分の一の十分の一」を祭壇のもとにいる祭司へ携えて行くことが求めされました(民数記 18:26-28)。この体系全体は、機能している神殿に依存していました。

初物は、さらに構造化されていました。礼拝者は収穫の初物を祭司のもとへ直接携え、祭壇の前に置き、神が命じられた告白の言葉を口にしなければなりませんでした(申命記 26:1-10)。この行為には、聖所、祭司職、祭壇が必要でした。

イスラエルがどのように守っていたか

イスラエルは、服従が可能であった唯一の方法でこれらの律法を守っていました——すなわち、十分の一と初物を実際に神殿へ持ち込むことです(マラキ 3:10)。象徴的、または「靈的」な版を発明したイスラエル人は一人もいませんでした。割合を地域の宗教指導者へ付け替えることもありませんでした。新しい解釈を付け加えることもありませんでした。礼拝は服従であり、服従とは神が命じられたとおりに行うことでした。

第三年の十分の一も同様に、レビ人に依存していました。なぜなら、神の前で受け取り、分配する責任を負っていたのは、個人ではなく彼らだったからです(申命記 14:27-29)。すべての段階で、十分の一と初物は、神が確立された体系の内側に存在しました——神殿、祭壇、レビ人、祭司、儀礼的清さ。

なぜ今日、服従が不可能なのか

今日、神殿はありません。祭壇もありません。レビ系の祭司職は奉仕していません。清めの体系は、聖所なしには機能しません。神が与えられたこれらの構造がなければ、十分の一も初物も守ることはできません。

神ご自身が、イスラエルが「多くの日々、いけにえも石柱も、エポデもテラフィムもなく」あることを予告されました(ホセア 3:4)。神が神殿を取り除かれた時、神殿に依存するすべての律法に従う能力も取り除かれたのです。

したがって：

- いかなるキリスト教牧師、宣教師、メシア派ラビ、また他のいかなる働き人も、聖書的な十分の一を受け取ることはできません。
- いかなる会衆も、初物を集めることはできません。
- いかなる象徴的な献金も、これらの律法を満たしません。

律法が服従を定義し、それ以外は服従ではありません。

寛大さは勧められている—しかし、それは十分の一ではない

神殿が取り除かれたことは、あわれみへの神の呼びかけを取り除いたのではありません。父なる神もイエスも、特に貧しい者、虐げられている者、困窮している者への寛大さを勧めています(申命記 15:7-11; マタイ 6:1-4; ルカ 12:33)。喜んで与えることは良いことです。教会やいかなる働きを経済的に助けることも禁じられてはいません。正しい働きを支えることは尊いことです。

しかし、寛大さは十分の一ではありません。

十分の一には、次が必要でした:

- 固定の割合
- 特定の品目(農産物の增加分と家畜)
- 特定の場所(聖所または神殿)
- 特定の受け手(レビ人と祭司)
- 儀礼的な清さの状態

今日、これらはどれも存在しません。

一方、寛大さは:

- 神が命じられた割合がない
- 神殿律法との結びつきがない
- 自発的であり、法令として命じられていない
- あわれみの表れであり、十分の一や初物の置き換えではない

今日、信者が「十分の一(十パーセント)を必ず献げなければならない」と教えることは、聖書に付け加えることです。神の律法は、古代であれ現代であれ、いかなる指導者にも、十分の一に代わる新しい強制的献金制度を発明する権威を与えていません。イエスはそれを教えませんでした。預言者たちも教えませんでした。使徒たちも教えませんでした。

発明された十分の一は、服従ではなく不服従である

今日、ある人々は、神殿の体系がなくなても目的は残るのだとして、献金を「現代の十分の一」に変えようとしています。しかし、これはまさに、神が退けられる象徴的服従の一様です。律法は、十分の一を再解釈したり、場所を移したり、受け手を受け替えたりすることを許しません。牧師はレビ人ではありません。教会やメシア派会衆は神殿ではありません。献金は初物ではありません。献金箱に入れられた金銭が、服従に変わることはありません。

いけにえ、祭りの供え物、清めの儀式と同様、律法が命じたことを私たちが尊ぶ道は、人間の発明でそれを置き換えないことです。

守れるものは守り、守れないものは尊ぶ

十分の一と初物は永遠の戒めとして残っています。しかし、神ご自身が神殿、祭壇、祭司職、清めの体系を回復されるまで、それらへの服従は不可能です。その日まで、私たちは、可能な範囲で寛大に与えることによって主を恐れます——十分の一としてではなく、初物としてでもなく、ある割合への服従としてでもなく、あわれみと義の表れとしてです。

代用品を発明することは、律法を書き換えることです。代用品の発明を拒むことは、語られた神を尊ぶことです。